

令和2年度第3回宮城県内水面漁場管理委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 宮城県知事 村井 嘉浩
(2) 発送年月日 令和2年12月14日(月)

委員会の開催

- (1) 日 時 令和2年12月21日(月)
○開会 午後2時
○閉会 午後4時10分
(2) 場 所 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

議題

- (1) 議 事
イ 会長の互選について
ロ 会長代理の互選について
ハ 委員席次の決定について
ニ 内水面漁場管理委員会の機能と権限について
ホ 第20期委員からの引継ぎ事項について
- (2) 審議事項
うなぎ稚魚漁業の制限措置(案)等について
- (3) 報告事項
令和2年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について

出席委員

委 員	大 越 和 加	委 員	小野寺 秀 也
〃	十二村 實	〃	菅 原 <small>はじめ</small> 元
〃	高 橋 清 孝	〃	高 橋 計 介
〃	千 葉 勝 美	〃	眞 壁 一 良
〃	棟 方 有 宗		

欠席委員

委 員	菅 原 <small>はじめ</small> 元
-----	--------------------------

執行部出席者 別紙のとおり

【委員会成立確認】

○事務局 鈴木課長補佐

皆様、定刻前ではございますが、お揃いになりましたのでただ今から令和2年度第3回宮城県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

はじめに本日の委員の出席状況は、9名の方が御出席されておりますので、漁業法第173条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の挨拶を水産林政部高橋次長から申し上げます。

【挨拶】

○水産林政部 高橋次長

(挨拶)

○事務局 鈴木課長補佐

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、このたび第21期宮城県内水面漁場管理委員会の委員に就任されました皆様と県執行部の職員を御紹介させていただきます。

はじめに委員の皆様を御紹介申し上げます。配布しております出席者名簿に基づき、50音順に御紹介させていただきます。

(出席者名簿により、第21期内水面漁場管理委員会委員及び県執行部の職員を紹介)

以上で委員及び県執行部職員の紹介を終わります。

なお、高橋次長は所要のためここで退席させていただきます。

次に資料の確認をさせていただきます。配布しております資料は、右上に番号を振ってございます。資料1といたしまして、議事(4)「内水面漁場管理委員会の機能と権限について」、資料2といたしまして、議事(5)「第20期委員からの引継ぎ事項について」、資料3といたしまして、審議事項「うなぎ稚魚漁業の制限措置(案)等について」、資料4といたしまして、報告事項「令和2年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」、以上4種類の資料のほか、全国豊かな海づくり大会開催記念イベントのチラシを配布しておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。本日の委員会は、第21期宮城県内水面漁場管理委員会として初めての開催ですので、審議事項に入ります前に会長及び会長代理の互選、委員席次の決定を行います。

その後、「内水面漁場管理委員会の機能と権限」及び「第20期委員からの引継ぎ事項について」御説明させていただきます。

会長及び会長代理の互選と委員席次の決定につきましては、水産林政部石田次長を仮議長として進めさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○各委員
異議なし。

○事務局 鈴木課長補佐
ありがとうございます。
それでは、石田次長お願いいたします。

【議 事】

○水産林政部 石田次長
それでは、暫時の間、仮議長を務めさせていただきます。
次第3の議事につきましては、(1)「会長の互選について」と(2)「会長代理の互選について」は関連がございますので、一括して進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

○各委員
異議なし。

○水産林政部 石田次長
ありがとうございます。
それでは、(1)と(2)につきましては一括して進めることといたします。
互選の方法についてですが、いかがいたしましょうか。お諮りします。

○十二村委員
はい、議長。

○水産林政部 石田次長
はい、十二村委員どうぞ。

○十二村委員
会長及び会長代理の互選については、20期までと同様の方法により指名推薦による選任が良いと思います。

○水産林政部 石田次長
はい。ただ今、十二村委員から、指名推薦により選任してはいかがかとの御提案がございましたが、これについていかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○水産林政部 石田次長

はい、ありがとうございます。

それでは異議がないものと認め、互選方法については指名推薦とさせていただきます。

次に会長及び会長代理の推薦についてお諮りしたいと思います。どなたか、御推薦ございませんでしょうか。

○高橋計介委員

はい。

○水産林政部 石田次長

はい、高橋計介委員どうぞ。

○高橋計介委員

はい。私はこれまでの経験と実績をふまえて、第20期の委員会の会長を務めておられました小野寺委員を会長に、会長代理を務めておられました千葉委員を会長代理に御推薦します。

○水産林政部 石田次長

はい、ありがとうございます。

ただ今、高橋計介委員から会長には小野寺秀也委員、会長代理には千葉勝美委員の御推薦がございました。

その他の方の御推薦はございませんでしょうか。

○棟方委員

はい。

○水産林政部 石田次長

はい、棟方委員どうぞ。

○棟方委員

はい。私も先程の高橋委員と同様の考えでありまして、会長には小野寺委員、会長代理には千葉委員が適任と考え、ここに推薦いたします。

○水産林政部 石田次長

はい、ありがとうございます。

高橋委員及び棟方委員から、会長には小野寺秀也委員、会長代理には千葉勝美委員の

御推薦がございましたが、小野寺秀也委員を会長、千葉勝美委員を会長代理として選任することに御異議ございませんでしょうか。

○各委員

異議なし。

○水産林政部 石田次長

はい、ありがとうございます。

それでは、会長には小野寺委員、会長代理は千葉委員に決定いたします。小野寺委員、千葉委員、よろしくお願いいたします。

(1)「会長の互選について」と(2)「会長代理の互選について」が終わりましたので、3番目の(3)「委員席次の決定について」に移りたいと思います。委員席次の決定方法についてですが、特に御意見がないようでしたら、抽選としたいと思いますがいかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○水産林政部 石田次長

はい。それでは席次につきましては、抽選により決定することといたします。

抽選の方法につきましては、事務局から説明をお願いします。

○事務局 鈴木課長補佐

はい。それでは抽選方法の御説明の前に本日、菅原委員が欠席されておりますので、菅原委員に代わりまして、事務局職員がくじを引くことで対応したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○事務局 鈴木課長補佐

ありがとうございます。それでは、事務局の菅原技師がくじを引かさせていただきます。

○水産林政部 石田次長

はい。わかりました。菅原さん、よろしくお願いいたします。

○事務局 鈴木課長補佐

それでは抽選方法について御説明いたします。

抽選は、抽選順を決める予備抽選と本抽選の計2回行うことといたします。予備抽選のくじは出席者名簿のとおり50音順で引いていただき、本抽選のくじは予備抽選の結果の番号順に引いていただきます。

いずれの抽選も名前をお呼びして、事務局職員がくじをお持ちしますので、その場でお引きください。本抽選で引いた番号が皆様の席次となりますので、抽選終了後、配布しております、席次表を御確認いただき、同じ番号の座席に御移動をお願いいたします。レイアウト上の裏面に番号が付いた座席表を記載しております。

なお、小野寺会長の席次は1番、千葉会長代理の席次は2番となっておりますので、本抽選後に委員の皆様と一緒に指定の席に御移動いただきますよう、よろしく願いいたします。

説明は以上となります。

○水産林政部 石田次長

はい。それでは抽選に入ります。

まずは本抽選のくじを引く順番を決める予備抽選を行います。名前を呼ばれた方は、くじをお引き願います。

事務局がくじを持って、皆様の席に伺いますので、よろしく願います。

(予備抽選)

○事務局 鈴木課長補佐

それでは本抽選を行います。

(本抽選)

○事務局 鈴木課長補佐

抽選結果が出ましたので御報告いたします。

1番が小野寺会長、2番が千葉会長代理になります。

3番が本日御欠席の菅原^{はじめ}元委員。

4番が十二村實委員。5番が眞壁委員。6番が高橋計介委員。7番が高橋清孝委員。

8番が大越和加委員。9番が棟方委員。10番が菅原^{はじめ}元委員になります。

それでは皆さん、お席の移動をよろしく願います。

(席の移動)

○水産林政部 石田次長

それでは会長、会長代理、席次とも決定しましたので、小野寺会長及び千葉会長代理より御挨拶をいただきたいと思います。

まず、小野寺会長よろしくお願ひいたします。

○小野寺会長

小野寺でございます。会長に指名していただきましたが、どうも少し落ち着きが悪いといひますか、私はこれで6期目の委員ということでこれまで20年委員をやってきました。そのうち会長代理を2期やって、会長を2期やって、もう年齢もそろそろで前期で終わりというふうに思っておりましたが、どうも年齢は関係ないんだって言われて、そう言われますと私の能力ではどうも断る理由がさっぱり見つからなくて、引き受けざるを得なかったという状況です。ていうのも、実はですね、20年というのは内水面漁業にとって非常に環境がどんどん悪くなっていった。私が委員を引き受けた頃はまだバブルがあつて、空前の釣りブームがあつて遊漁者も凄く多かつた。釣具店も活気があつたし、釣具メーカーもいろんな製品を出して、そういう時代から委員になって、そのあとバブルが弾けて、遊漁者はガタッと激減したわけです。ですから、釣具メーカーも釣具店は苦境になって閉店する店も結構あつた。それに加えて、東日本大震災もそうですが、県北の大きな地震もありましたし、それから台風の被害ももちろんあつて、ずっとここんどこ言われてますようにさけ漁が不調であり、あゆ漁も不調で、でもうなぎは比較的、宮城県は漁獲高そのものがないんですが、それも全国的に今年の春はシラスウナギがなぜか異常に豊漁だったんですが、ずっと不漁が続いていた。ようするに環境がずっと悪化している中での委員でしたので、何にも役に立ってないのではないかというよゆうな、そういう思いもないわけではないのですが、内水面漁業を取り巻く環境で一番苦勞されているのはもちろん漁協の方だし、県の水産業振興課の皆さんや関連する宮城県の職員の皆さんでこの委員会ができることっていうのはほんと微々たるものなんですけど、それでも少しはお役に立てたんだろうか。というふうに考えております。

これからの4年間もなんとか内水面漁業にこの委員会が役に立てればというふうには考えております。

そのためには各委員の皆さんの活発で真摯な御議論と御意見をいただきたいということを改めてお願ひし、また水産業振興課はじめ宮城県の関連する方々のこの委員会のサポートもお願ひして私の挨拶といたします。これからよろしくお願ひいたします。

○水産林政部 石田次長

ありがとうございました。

続きまして、千葉会長代理よろしくお願ひいたします。

○千葉会長代理

ただいま、委員の皆様方からですね、会長職務代理ということで御推薦を受けたわけ

でありますけれども、大変な重責を担うわけであります。どうぞ今後とも御支援，御指導お願い申し上げながら簡単でありますけれども御挨拶に代えさせていただきたいと思ひます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水産林政部 石田次長

どうもありがとうございました。

それでは、次第3の議事の(1)から(3)が終了いたしましたので、ここで仮議長を退任させていただきます。以後の進行につきましては、会長にお願いすることといたします。

円滑な議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

○事務局 鈴木課長補佐

石田次長ありがとうございました。

それでは、議事(4)「内水面漁場管理委員会の機能と権限について」に移ります。

小野寺会長、議事進行をよろしくお願ひいたします。

【議事録署名委員】

○小野寺会長

それでは、まずはじめに、議事録署名委員の指名を行いたいと思ひます。

本日はですね、千葉会長代理と10番の菅原^{はじめ}元委員に議事録署名委員を指名したいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議事は、お手元の会議次第により進めて参りますので、よろしくお願ひいたします。

まずはじめに「内水面漁場管理委員会の機能と権限について」を事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局 生駒技術参事兼水産業振興課長

水産業振興課長の生駒でございます。

それでは、議事(4)「内水面漁場管理委員会の機能と権限について」私の方から説明させていただきます。失礼ながら座って説明させていただきます。

お手元にお配りしております資料1の議事(4)「内水面漁場管理委員会の機能と権限について」の1ページ目をお開き願ひます。まず、内水面漁場管理委員会の設置の根拠でございますが、資料の1に書かれておりますとおり、地方自治法及び漁業法において都道府県に内水面漁場管理委員会を置くことが規定されております。そして、委員会の所掌事項でございますが、これは2にございますとおり、都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理することとされて

おります。具体的にはこの資料の3ページから5ページに記載をしてございますが、漁業権の免許に関する事項、内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項、関係漁業者等の権利や利害に関する事項の調整、内水面における漁業の許可に関する事項などを処理することとなっております。3番目の委員の構成につきましては、内水面において「漁業を営む者を代表すると認められる者」、「水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする者を代表すると認められる者」、「学識経験がある者」から構成されております。そして、定員は10名となっております。なお、このうち「養殖又は増殖をする者を代表すると認められる者」につきましては、今月1日に施行されました改正漁業法において、新しく構成員として追加されたものでございます。そして、4番の委員の任期でございますが、こちらは漁業法によって4年間と定めておりまして、第21期委員の皆様におかれましては、令和2年12月1日から令和6年11月30日までの任期となります。そして、5番の委員会の会議でございますが、まずこの会議は定員の過半数にあたる出席がなければ委員会を開くことができないことになってございます。そして、会議の招集は会長が行うこととされており、委員会の開催日の7日前までに各委員に開催通知を行うこととなっております。次のページに移っていただきまして、6番の会長の互選及びその職務につきまして、会長は会務を総理し、委員会を代表するとともに委員会の議長を務めることとされており、会長が欠けた場合は、会長代理がその職務を代理することとなっております。そして、7番目の委員の報酬及び旅費につきましては、条例によって委員会職務に従事した場合、この下に記載されております報酬が支給されることとなりますので御確認をお願いいたします。そして、最後になります資料の6ページから8ページに内水面漁場管理委員会に関する法規の抜粋、そして9ページから10ページに宮城県内水面漁場管理委員会規程を添付しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○小野寺会長

これについて何か御質問ございませんか。

よろしいですか。それでは議事(4)「内水面漁場管理委員会の機能と権限について」はこれまでといたします。

次に5番(5)の「第20期委員からの引継ぎ事項について」を事務局から御説明いただきます。

○事務局 村上技師

水産業振興課の村上と申します。議事(5)「第20期委員からの引継ぎ事項について」御説明させていただきます。座って失礼いたします。

資料2を御用意願います。こちらにつきましては、第2回内水面委員会において協議した内容となっております。1ページ目を御覧ください。1ページ目には第20期委員からの引継ぎ事項ということで内容について記載しております。1番といたしまして

は、令和2年度宮城県内水面漁場管理委員会開催実績・計画について御説明させていただきます。続いて、第20期水面漁場管理委員会の実績一覧について説明させていただきます。3番目としまして、委員会指示発動状況について説明させていただきます。4番目は全国内水面漁場管理委員会連合会関連行事について、最後にその他の内水面漁場管理に関する事項について説明させていただきます。

まず、1番目の令和2年度宮城県内水面漁場管理委員会の開催実績・計画について御説明させていただきます。今年度は7月に1回目を行いまして、2回目を9月に開催しました。今回は令和2年度3回目の委員会となっております。今年度の委員会は本日の3回目の委員会に加え、3月に第4回目の委員会を計画しております。内容につきましては、審議事項2件、協議事項2件、報告事項1件を議題として予定しております。続いて3ページ目からは第20期宮城県内水面漁場管理委員会の実績一覧となっております。平成28年12月から開催され、計16回開催しております。各会の委員会の詳細につきましては、後ほど御確認願います。

続きまして、委員会指示発動状況について御説明させていただきます。7ページをお願いいたします。現在、宮城県内水面漁場管理委員会で発動している委員会指示は3つございまして、(1)としまして、鳴瀬堰の上下流200mの採捕禁止に係る委員指示を御説明させていただきます。こちらの発動日については、平成元年8月29日からとしており、指示期間は定めておりません。内容につきましては、水産資源の保護培養を図るため、鳴瀬川の鳴瀬堰より上下各200mの区域において水産動植物を採捕してはならないというものでございます。次に8ページをお願いいたします。2つ目の委員会指示はオオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類及びブルーギルの再放流禁止に係る委員会指示となっております。指示期間は平成31年4月1日から令和4年3月31日までの3年間となっております。こちらの委員会指示は平成16年以降、継続で発動しているものでございます。内容につきましては、オオクチバス等を採捕した者はこれらを採捕した水域に放してはならないというものでして、指示区域は宮城県全域となっております。外来魚の移植等に関しては、外来生物法により規制がされておりますが、採捕した外来魚の再放流に関しては法による規定がないことから、この部分については本委員会の委員会指示によって規制している状況になってございます。続いて、3つ目のコイヘルペスウイルス病のまん延防止措置に係る委員会指示でございます。こちらにつきまして、指示期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間となっております。こちらも平成16年度以降、毎年継続で発動しているものです。指示内容は、持ち出しの禁止、移植の制限、放流等の制限となっております。指示の区域としましては県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す県内の水面としており、この指示によりコイヘルペスウイルス病のまん延防止を図っております。次のページの10ページにつきましては、過去のコイヘルペスウイルス病の発生状況を取りまとめておりますので、後ほど御確認願います。続いて、11ページをお願いいたします。11ページにつきましては、全国内水面漁場管理委員会連合会関連行事について、年間スケジュールと連合会役員県についてまとめております。役員県以外の県につきま

しては、5月下旬から6月上旬の通常総会、9月下旬の研修会、10月から11月の各ブロック協議会について会長と事務局職員が出席する予定となっております。また、次期役員県につきましても、秋田県、山形県、栃木県、千葉県から選出されることで了解が得られております。こちら選任の時期は来年度の通常総会において選任される予定です。最後にその他の内水面漁場管理に関する事項について説明させていただきます。その他としましては、2つございまして、1つ目は震災等による漁場環境の変化に対応した増殖事業についてでございます。東日本大震災では、沿岸地域の漁場環境が変化し、現在も災害復旧工事等に伴い、漁業増殖行為が制限されている区域がございます。また、福島第一原発事故による放射性物質により出荷制限が未だ発動している状況にあります。このことから、今後も各漁協の増殖事業につきましても、経営状況、放流種苗の確保状況、遊漁者のニーズ等を勘案するとともに、増殖事業のあり方や漁場の使い方について検討を行う必要があります。続いて2つ目、資源保護に向けた取組についてでございます。こちらは現在、本県ではオオクチバス等の外来魚の他にカワウの被害報告があることから漁場の適正管理として、カワウ対策について普及啓発に努める必要があります。また、ニホンウナギにつきましても早急な資源の保護・管理が求められております。今年の12月1日に施行された改正漁業法により稚うなぎは特定水産動植物に指定されたことから今後許可漁業として採捕を行うこととなりました。今後も適正な管理に努めていきます。

最後、次のページのA3のカラーの資料ですが、こちらは漁業権漁場の概略図となっておりますので、御参考にしていただければと思います。

議事(5)「第20期委員からの引継ぎ事項について」は以上です。

○小野寺会長

ありがとうございました。引継ぎ事項について御質問・御意見ございませんか。

よろしいですか。

それでは、(5)の「第20期委員からの引継ぎ事項について」はこれまでといたします。

— — — — 議 事 終 了 — — — —

【審議事項】

○小野寺会長

続きまして、審議事項の1番目は「うなぎ稚魚漁業の制限措置(案)等について」です。

○水産業振興課 生駒技術参事兼水産業振興課長

それでは審議事項の「うなぎ稚魚漁業の制限措置(案)等について」説明させていただきます。令和2年12月1日に施行されました改正漁業法におきまして、大臣許可漁業の規定に準じた知事許可漁業の許可手続き等が新たに規定され、知事許可漁業においては内水面漁場管理委員会及び海区漁業調整委員会の意見を聴いて定める制限措置に

よって許可を規制することとなります。また、改正漁業法における密漁対策の一環といたしまして、全長13cm以下のうなぎの稚魚が特定水産動植物に指定され、漁業許可等による採捕以外は採捕ができないということになります。

本県ではこれまで稚うなぎ特別採捕許可により宮城県漁業協同組合の2支所で採捕が行われておりましたが、法律の改正に合わせて制定いたしました宮城県漁業調整規則において、新たな漁業許可としてうなぎ稚魚漁業を定めたところでございます。本日は漁業法第58条において準用する同法第42条第3項及び第5項の規定に基づき、来年2月に予定しております、うなぎ稚魚漁業の許可に係る制限措置の内容等について御審議をいただきたいと考えてございます。

詳細につきましては、担当から説明させていただきます。

○水産業振興課 本田技術主査

水産業振興課の本田と申します。私から資料3を用いまして着座にて説明させていただきます。資料3を1枚おめくりお願いいたします。まず、1ページとしまして、こちら漁業法の規定に基づく、諮問文書の写しになります。1枚おめくりいただきまして、裏面2ページをお願いいたします。まず今回の審議に係る改正漁業法の背景でございますが、先程説明ありましたとおり、改正漁業法12月1日からの施行によりまして、大臣許可漁業の許可手続き等が新たに規定されたものがございますね、知事許可漁業の許可等の手続きにも準用されるというものでして、このフローの四角い枠のところを御覧いただきたいのですが、今後、法施行後はですね、今まで許可内容としていたものが、制限措置というもので許可を規定するというので、まず制限措置を公示して、申請を受けつけると。その公示の中で許可すべき数を定めまして、その公示の枠内であれば、適格性等の審査をして許可をしますと。公示枠を超えた場合に、許可基準とございまして、優先順位を決めて、許可をするという形でございまして、その下の点線でございますが、海区委員会、漁場管理委員会ということで、今回公示に当たっての制限措置等について意見を聴く、それから許可基準について意見を聴くというものでございます。その下の黒丸の文書を御覧いただきたいのですが、今後、知事許可漁業の許可の申請の受付に当たっては内水面漁場管理委員会の意見を聴いた上で漁業種類ごとに制限措置等を定め、公示するというものでして、本県の内水面漁業におきましては、小型機船底びき網漁業（しじみ貝桁網）とそれから今回12月1日に新たに規定いたしましたうなぎ稚魚漁業が該当いたします。スケジュール表としてございますが、前回の内水面委員会で法改正に当たる準備行為ということで今の許可内容が制限措置に変わりますと、周知のための公示の内容を審議いただいております。今回は2月の許可に向けた公示するための内容の制限措置の諮問となりまして、今回の諮問事項としては下に書いてございます2点でございます。1つ目として公示する制限措置の内容及び申請すべき期間、それから許可の基準ということで公示枠を超えた場合の基準ということになります。次のページ、3ページをお願いいたします。制限措置についてでございますが、こちらの具体的な項目については今回新規制定いたしました、漁業調整規則第11条で項目を規定してござ

いまして、下に小型機船底びき網漁業（しじみ貝桁網）の例を載せてございますが、左側の従前の許可内容の抜粋でございますが、例えば船舶の総トン数、5トン未満とかです、推進機関の種類及び馬力数、こういった規定は許可処分取扱方針でこれまで規定しているものでございます。こういった項目が今後、法施行後は制限措置という名称で項目だてがされます。船舶の総トン数等については項目も中身も同じでございますが、新たな項目としては、この右側の②と⑦でございます。②が許可等をすべき船舶等の数ということで、いわゆる公示枠でございます。それから⑦の部分では、漁業を営む者の資格というところが新たに規定されております。ただ、中身についてはこれまでの許可方針で規定しているものでございます。次のページをお願いします。4ページがうなぎ稚魚漁業の制限措置及び許可を申請すべき期間についての案でございます。それから一旦、次のページをめくっていただきまして、5ページが公示枠を超えた場合の許可の基準の案ということになります。一旦めくっていただきまして、6ページをお願いいたします。今回うなぎ稚魚漁業につきましては、規則で新たに規定するというものでして、新たに許可処分取扱方針を制定するものでして、その案の概要について説明をさせていただきます。

まず、ニホンウナギにつきましては、長期的に全国的に稚魚の採捕量が低水準にあるというところで、資源管理の必要性が高まっているほか、特に不漁等で価格が高騰して密漁が後を絶たないという全国的な課題がございます。本県のうなぎ稚魚のこれまでの採捕につきましては、特別採捕許可に基づきまして、宮城県漁業協同組合の2支所に発給しておりまして、許可方針等により適正に管理に努めているところでございまして、下のグラフがこれまでの特別採捕許可による採捕実績でございまして、特に近年、非常に不漁が続いていたんですが、令和2年におきましては10年ぶり、20年ぶりに近い水準で400kgを超えてございます。採捕の区域としましては、図面のところ1, 2, 3とございますが、このうちの②につきましては、震災直前ですね、平成21年頃までやっていたのですが、今は①と③のところを中心に採捕をしているところです。そういった、これまでの県内の状況でございますが、12月1日に新たに改正漁業法におきまして、特定水産動植物という制度ができて、うなぎ稚魚漁業、全長13cm以下につきましては、漁業許可等に基づく採捕以外では採捕が禁止されまして、違反した場合は3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金というところで大幅に規制強化されることになりました。法施行後、3年の猶予期間はあるのですが、今後特別採捕許可のみではうなぎ稚魚を採捕できなくなるということになりまして、改正法に合わせた規則の新規制定におきまして、新たに漁業許可を新設したというものでございます。漁業許可の内容の概要でございますが、まず漁業時期につきましては水産庁の方で毎年、漁期前に資源管理等に関する通達がございまして、今ですと12月1日から翌年4月30日までの間とされておりまして、その範囲内で設定することとしております。近年の実績ですと、亘理支所で2月20日から、仙台支所で3月5日からというような形でやってございます。漁具漁法としては火光利用によるすくい網、たも網、さで網、四手網と、それから、許可の有効期間としては1年としてございます。次のページをお願いいたします。

許可の対象は、適正な採捕の管理と密漁防止という観点から、前年まで稚うなぎ特別採捕許可を受けて適正に採捕、報告の実績を有する法人格のある団体を優先して許可をすると。現状ですと、漁協さんを想定した許可としてございまして、今後許可に当たり公示した制限措置に対して、申請数が公示枠を超える場合の許可の基準というのを定めることとなります。それから今後、新規にやりたいという団体が出てきた場合については、まずは複数年の資源調査の許可を出すという形で管理体制、資源の状況をふまえて許可をするかどうかを判断することとしたいというふうに考えてございまして。水産庁からも示されている知事許可漁業の枠組としてはですね、各都道府県の実態に応じて法人格のある団体あるいは個人への許可という形にしてくださいと示されてございまして、本県の場合ですと、過去から漁協さんの中で採捕従事者を管理して、数量管理の報告の体制が構築できておりますので、法人格のある団体への許可、特に特別採捕許可の実績できちんと管理体制ができている団体というのを想定してございまして。それから許可の中で新たな規定としまして、採捕従事者の適格性の確保についてということで、特にうなぎ稚魚につきましては、これまでも国の方で資源管理と密漁対策というところがキーワードで重点管理してございまして、特に改正法の中で許可等に当たり適格性を有する者の要件ということで暴力団員等に該当しないことというのがですね、新たに法、それから調整規則の中でも明記されまして、国の指導においても県警等と連携して、反社会的勢力の排除に取り組むよう示されているというところで許可方針の中に以下の3点を新たに規定してございまして、1つは採捕従事者の適格性の規定、これは暴力団員等でないこととかですね、そういった内容になります。それから採捕従事者による適格性に関する誓約書を提出、それから3つ目として許可申請前に採捕従事者について県警への身分照会を行うということでこちらについては海面の方であわび等ですね、密漁が横行しているということで潜水器漁業の許可におきまして、同様の運用をしております、同じような形でできないかということをお県警と調整してございまして。その他の許可の主な条件ということで、現場レベルでこれまでの漁協さんの中で気づいてきた部分で採捕従事者の標識ですとか、証明書を携帯して採捕しなければならないといったほかに採捕した種苗は増養殖種苗以外に使用してはならないとかですね、それから国内すべての養殖場の池入数量が上限に達して、県から採捕停止命令の指示があった場合はその指示に従わなければならないとか。こういったルールについては従前どおりという形としてございまして。次のページ、8ページをお願いします。横向きの対照表でございまして、右側がこれまでの特別採捕許可で出していた方針でございまして、左側が今回の漁業許可の方針の案でございまして、新たな部分で先程説明いたしました、制限措置というのはまず第2に規定することになります。これは後ほど説明いたします。その下の第3として、先程申し上げた採捕従事者の適格性の確保という部分で申請に当たっては、採捕従事者について適格性を確認した上で県に届け出なければならないとしまして、その下の第4に適格性ということで法令遵守せず引き続き見込まれないとかですね、暴力団員等であることとかですね、それから9ページを見ていただきまして、誓約書を提出していないとかですね、そういったものを規定してございまして。9ページの第7に許可の有効

期間1年としてございまして、それから第8に許可の条件というところは基本的に従前どおりの内容としてございまして、それから11ページをお願いいたします。

11ページに許可処分取扱要領ということで許可の事務手続きに関する規定でございまして、この中で一番下の第6としまして適格性に関する誓約ということで採捕従事者適格性に関する誓約書を自筆で署名し、申請者を通じて知事に提出しなければならない。といったようなことを新たに規定してございまして、ここまでの許可方針案の概要でございまして、4ページの方にお戻りください。今回の漁業法上の諮問事項でございまして、まず、4ページとしまして制限措置及び許可を申請すべき期間についてということで、1番が制限措置でございまして、こちら項目については規則で規定しているものでございまして、操業区域については別記1で井戸浦、貞山運河の井戸浦の合流点から七北田川との合流点に至る区域。それから別記2として、阿武隈川周辺の記載の区域ということになりまして漁業時期としてはこれまでの実態に係る2月20日から水産庁通達の4月30日までとしてございまして、許可をすべき漁業者の数として1としてございまして、右側の漁業を営む者の資格ということで県内に所在する法人格のある団体としてございまして、それから一番下の2番として、許可を申請すべき期間ということで令和3年の1月5日から2月5日までとしてございまして、漁業を営む者の資格に関連する部分で次のページ5ページをお願いいたします。こちらうなぎ稚魚漁業の許可の基準ということで公示枠を超えた場合の許可の基準という形でございまして、優先順位1としまして、前年まで稚うなぎ特別採捕許可を受け、適正に採捕し、かつ、採捕報告書を提出した実績を有する法人格のある団体としてございまして、優先順位2として過去に稚うなぎ特別採捕許可を受け、適正に採捕し、かつ、報告書を提出した実績を有する法人格のある団体としております。なお、ただし、法人格のある団体が支所を有する漁業協同組合の場合は、当該操業区域で実際に採捕する支所が実績を有することとしてございまして、以上4ページ、5ページは漁業法上の審議事項ということになりまして説明は以上になります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小野寺会長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたので、質問・御意見ございますか。

○高橋清孝委員

5ページなんですけど、優先順位が1と2とありますが、これは前年まであるいは過去に実績があったところということになると思います。今年かなり色々ところで稚魚が実際に見られているものですから新規に獲りたいというところもできるやもしれないのですがそういった場合の対応はどうされるのでしょうか。

○水産業振興課 本田技術主査

先程の7ページをお願いいたします。許可の対象の考え方でございまして、うなぎ稚

魚漁業につきましては、採捕の管理と密漁防止の観点というところで、まず、きちんと採捕従事者の適格性が確保出来て、かつ、採捕数量の管理、具体的には、国の方で毎年数量管理、資源管理をしてございまして順ごとに国に報告するような形で管理してございましてそういった点からも、まずはきちんと管理体制が構築出来ているところに本許可を出すという想定でございまして、やりたいといったからといって直ぐに本許可を出さずに、まずは複数年調査をした上で許可をするかと判断するというところで、具体的に許可の基準のところ、特別採捕許可があつて実績を有するというような形になります。

7ページのポツの2つ目に書いているんですが、今後その特別採捕許可のみでは採捕出来なくなるというところなんですが、特定水産動植物自体が今後、許可等がなければ採捕出来なくなるのですが一部試験研究又は教育実習目的で新たに許可を出すというような規定が12月1日から出来まして、今後新規要望があつた場合は、まずは資源調査目的の許可を複数年やっていただくというような形を想定してございます。

○小野寺会長

よろしいですか。

○高橋清孝委員

はい。

○小野寺会長

ほかに御質問ございますか。

なければ、県から諮問のあつた「うなぎ稚魚漁業の制限措置（案）等について」は、原案どおりで差し支えないというふうに、答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○小野寺会長

ありがとうございます。

それでは次の議題ですが、次は報告事項になります。「令和2年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」これは事務局からお願いします。

— — — — 審 議 事 項 終 了 — — — —

【報告事項】

○事務局 村上技師

水産業振興課の村上でございます。報告事項「令和2年度全国内水面漁場管理委員会連

合会東日本ブロック協議会について」御説明させていただきます。

今年度の東日本ブロック協議会につきましては、新型コロナウイルスの感染症の影響により書面での開催となりました。表紙をめくった1ページ目が次第となっております。

まずはじめに第1号議案、令和3年度提案項目(案)につきまして説明させていただきます。資料は1-1となっております。こちらにつきましては、提案項目のとりまとめのスケジュール、それから提案項目作成にあたっての考え方についてまとめております。3番の各ブロック協議会ということで書面開催をしております。こちらの提案項目素案についての各都道府県の実情及びアンケート、素案についての意見につきましては、第2回目の内水面漁場管理委員会において審議させていただきました。ブロック協議会で決まった内容につきましては、4番目、令和3年3月に行われる第2回漁場管理対策検討会において、各ブロックからの意見を踏まえて検討し、役員会へ提出することとなっております。その役員会でも提案書について検討し、議案として令和3年5月の通常総会に上程いたします。通常総会で決まった提案項目の内容につきましては、令和3年の6月又は7月に提案行動を実施するというようなスケジュールとなっております。

続いて令和3年度提案項目素案について御説明させていただきます。こちらにつきましては、第2回内水面漁場管理委員会でも説明させていただきましたとおりであり、変更内容につきましては、共同漁業権の件数、被害件数の修正、その他変更の部分としましては、16ページにあります、ウナギの資源回復についての2番になります。こちら左側に記載がございます、シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。また、違反の罰則を強化するなど国主導による資源管理を行うこと。として令和2年度提案項目になっていたんですけれども、令和3年度については、またの部分を表の右に記載あります、かぎかっこで記載されております、また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたところであるが、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締関係機関の連携体制を充実させていただき、実効性のある組織横断的な取締りにより、資源管理を一層推進すること。ということで修正の案が示されてございます。また、この内容につきまして、2回目の委員会で審議していただいた際に修正の御意見をいただきましたのでこちらにつきましてもブロック協議会の方に報告させていただきました。その内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

続いて資料1-2につきましては、提案項目(案)に係るアンケートの調査結果について各都道府県の取りまとめた結果が記載されておりますので、こちらにつきましては後ほど御確認願います。

続いて資料1-3、提案項目(案)の検討及び追加提案項目についてということで、こちらにつきましては、当県内水面漁場管理委員会、また山形県内水面漁場管理委員会から意見がありました。

宮城県からの意見の内容につきましては、1枚おめくりいただいて1ページ目に記載がございます。件名としましては、外来魚対策についてとなっております。こちら

1番、「オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害を把握するように努めるとともに、水域の特性に応じた効率的な防除対策の研究開発と普及を図ること。」と素案として記載されておりましたが、下線の部分をですね、「これまで開発された駆除技術等をもとに、それぞれの水域の特性に応じて効果的な防除対策を戦略的に進められるよう、普及・指導を図ること。」ということで修正案を提出させていただきました。こちらにつきましては、ブロック協議会の会員の皆様方から提出内容に賛成ということで御意見いただきまして漁場検討会の方に意見を提出することとなっております。

続いて2ページ目、山形県の内水面漁場管理委員会の提案項目(案)の追加についてでございます。こちらにつきましては、漁業権対象外の魚種を目的とした遊漁者について増加している現状でありまして、遊漁券の納付だったりということでトラブルがあることから漁場の監視及び密漁防止対策についてということで、新しく項目を追加してほしいということで意見がありました。こちらにつきましては、各県で状況等が違うことから今回書面決議で決めるのではなくて、来年度、令和3年度の東日本ブロック協議会において内容を審議することと決まりました。ただし、現状こういった課題があるということで水産庁に意見を提出したいと思っております。

続いて資料2、ブロック内の照会・協議事項につきましてはありませんでした。

続いて資料3、今回の開催県につきまして、今年度は東京で開催する予定でしたが、書面開催となったことから令和3年度につきましても、東日本ブロック協議会は東京都で開催予定ということになりました。資料4、全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会第21期役員選出案について。こちらにつきましては、引継ぎの際にも少し御説明させていただいたのですが、過去の実績等を踏まえ、秋田県、山形県、栃木県、千葉県の4つの県が役員県として就任の予定となっております。

令和2年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会についての説明を以上となります。

○小野寺会長

報告事項について何か御質問、御意見ございませんか。

山形県から提案されたことについては、たしか過去に千葉会長代理から指摘があってブラックバスだけ釣る人から遊漁料がとれないと議論したことがあった。それで書面審議の時にそういう問題はきちんと考えないといけないと。ブラックバスについては遊漁料をとれないというのが、前、水産庁から示されていたので、ずっとそのままになっていて、みんな困っているということで宮城県からもできれば、要望書に載せるかどうかは別として、そういう問題があるということは、全国内水面漁場管理委員会東日本ブロック協議会として認識があることは伝えます。法を変えるとか、どこまでやれるかは別として、何か対策をたてない限り、漁場環境上問題があるだろうと現場の方、組合の人たちがそう思っているだろうということで承認させていただきました。

何かございますか。

○高橋計介委員

はい。質問も含めて何ですが。今の話とちょっと関連するんですけども、シラスのことも含めて聞いていて。罰則が全体的に強化されていると思うんですね。シラスウナギが罰金が3,000万円になるなど、それはまさに会長がおっしゃられた漁業権対象魚種に対しての漁業権侵害とかそういったことが関わるからという認識でよろしいんですかね。山形県の提案項目の中にも罰則強化のことがふれられておりますが、漁業権の侵害に関しては罰則が引き上げられていると。逆の言い方をすれば、漁業権対象魚種からまれるものについては、相変わらず罰則はないと考えてよろしいのでしょうか。認識としては。

○小野寺会長

罰則そのものがつけられないということだと思います。

○高橋計介委員

河川環境保護とかそういった観点で寄与しているわけだから、なんらかやはり手立てがないとですよ。

○小野寺会長

漁業権魚種という切り口では難しいと思います。

山形県の場合はブラックバスだけ釣っているんだけど、他の魚種は絶対掛からないのかということを出張しているわけですね。掛かってしまえば、漁業権対象魚種であればということだけど、掛かってしまうんだという位ではなかなかできない。問題の立て方は、何か皆さんで知恵を出し合ってやらないと上手くいかないと思います。漁業権魚種という切り口ではなかなか上手くいかないというのは水産庁でも言っておられた。

○高橋計介委員

ありがとうございました。

○小野寺会長

よろしいでしょうか。

なければ、「令和2年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」はこれで終了いたします。

— — — — 報 告 事 項 終 了 — — — —

【その他】

○小野寺会長

続いてその他に入りますが、県から何かございますか。

○全国豊かな海づくり大会推進室 田代技術副参事兼室長補佐

全国豊かな海づくり大会の田代です。

私の方から第40回全国豊かな海づくり大会開催記念イベントにつきまして、御説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

まず、全国豊かな海づくり大会なんですけど、今回初めて委員に就任された方もいると思いますので、簡単な概要だけ説明をさせていただきます。

全国豊かな海づくり大会は、水産資源の保護管理と海や湖沼、河川の環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに作り育てる漁業の推進を通じて我が国水産業の発展を図ることを目的とした大会でありまして、昭和56年に第1回大会が開催されて以来、全国各地で開催されている大会です。また、この大会は皇室の御臨席が慣例となっている大会で平成元年からは天皇皇后両陛下が御臨席される行幸啓行事で位置づけられております。第40回目となる宮城県大会は、本来であれば9月の27日に石巻市を会場として開催される予定でした。全国植樹祭、国民文化祭といった行幸啓行事がですね、新型コロナウイルス感染症により開催見送りになった中、海づくり大会も最後まで大会開催に向けて模索しておりましたが、全国からの招待者を安全にお迎えするのが難しいといたしまして、7月10日に開催を見送ることといたしました。しかし、共済団体であります豊かな海づくり推進委員会と後催県の調整の結果、11月2日付けで令和3年10月3日に第40回大会を開催することが決定いたしました。今後は大会開催に向け、準備等機運情勢に向け、取り組んでいくこととしております。皆様のお手元に配布しておりますチラシを御覧下さい。来年の大会開催に向け、令和3年2月1日から5日かけて機運情勢の取組の一環といたしまして、開催記念イベントを県庁にて開催することといたしました。内容といたしましては、初日に県庁2階講堂でステージイベント、それから期間を通じて1階ロビーで物産販売を行う予定で、ステージイベントではシンガーソングライターの熊谷育美さんによる第40回全国豊かな海づくり大会のイメージソングやギネスチャレンジを行って来ました、魚の折り紙、世界記録挑戦の取組など披露することとしております。物産販売も海産物だけではなく、農林の物産なども販売いたしますのでお時間があれば御参加いただければと存じます。

なお、新型コロナウイルス感染症の観点からですね、ソーシャルディスタンスを配慮したステージイベント開催ということで、2月1日のステージイベントに関しましては人数を制限したうえで事前申し込み制という形にさせていただいております。1階の物産販売につきましては、入場自由ということで県民の方々に参加していただければと思っておりますし、この部屋にありますような大型モニターも設置いたしまして、ステージイベントの様子も見られるようなことにしたいと考えておりますので、ぜひともお時間があればですね、御参加いただければと存じます。私の方からは以上です。

○小野寺会長

これについて御質問があれば。よろしいですか。

では他に何か。

事務局から連絡事項をお願いします。

○事務局 鈴木課長補佐

事務局から次回の委員会の開催日程について御連絡させていただきます。次回の開催は令和3年3月下旬を予定しております。日程が決定次第、皆様にお知らせしますのでよろしく願いいたします。また、本委員会終了後、親睦会関係について、事務局から連絡がございますので少々お時間をいただきますようお願いいたします。事務局からは以上です。

○小野寺会長

それでは、本日予定しておりました議題は全て終了いたしましたので、本日の委員会はこれでおしまいといたします。ありがとうございました。